



月報

3

# 缶詰問屋協会

(44. 3. 31. №27 VOL 3)

3月の行事	1
◇全国食品缶詰公正取引協議会理事会	2
◇製造工場缶詰マークの整理化について	14
◇第4回統一伝票促進懇話会	17
◇缶詰返品問題と団体打合せ	20
◇缶詰全国大会	22
◇食品かん詰表示に関する公正競争規約が施行	30
◇公正競争規約施行後の旧表示印刷空缶の 取扱いと在庫調査について	31
◇常任理事連絡会	33
◇全日本ホテル、レストラン料理展に協賛	34
◇果実飲料の表示に関する陳情書	35
◇日本ドライピース缶詰製造協議会が創立	36
◇蜜柑缶詰組内販会との懇談会	37
会員消息	40
関連団体報知	41

## 全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地

八重洲通ビル7階

電話 東京(273)9289番

### 3 月 の 行 事 一 覧 表

行 事	月 日	時 間	場 所	出 席
公正取引協議会常 任理事連絡会	3月 1日	10.00～	製缶協会	3 常任理事
公正競争規約施行	3月 2日			
果実飲料の表示に 関する陳情書提出	3月 8日			全缶協連名
公正取引協議会商 社打合会	3月 5日	1000～12.00時	日缶協	3 常任理事 輸入商社
缶詰全国大会	3月 7日	13.30～17.30時	長崎県島原 市立体育館	約 240名
公正取引協議会常 任理事会	3月17日	10.30～13.30時	製缶協会	
日本ドライブース 缶詰製造協議会創 立総会	3月19日	16.00～	名古屋市ホ テルニュー ナゴヤ	大橋、北村、正 副部会長、 北田専務理事
缶詰返品問題 4団 体打合会	3月20日	13.30～14.30時	国分商店 会議室	同業会委員8名 3団体
みかん缶工組内販 対策委員との懇談 会	3月25日	14.00～	丸ノ内 ホテル	在京果実部会員
公正取引協議会理 事会	3月26日	14.00～16.00時	鉄道会館 ルビーホール	理事34名
第4回統一伝票懇 話会	3月27日	12.00～16.00時	日本商工会 議所	
規約説明会	3月31日	13.30～	長野市 産業会館	

### 4 月 の 行 事 予 定

全日本ホテル・レ ストラン料理展説 明会	4月 3日	13.30～	司厨士会館 4階会議室	
東急缶詰まつり準 備会	4月 4日	13.30～	日缶協	
普及宣伝部会	4月 7日	13.00～14.30時	日本橋 精養軒	
蔬 菜 部 会	4月 7日	14.30～16.00時	、	

# 全国食品缶詰公正取引協議会理事会

日 時 昭和44年3月26日 14.00～16.00時

場 所 鉄道会館 ルビーホール

議 案

1. 総会付議事項審議の件
  - (1) 昭和44年度事業計画の件
  - (2) 昭和44年度収支予算ならびに会費の額および徴収方法の件
  - (3) 全国食品缶詰公正取引協議会規則第2号一部改正の件
  - (4) 全国食品缶詰公正取引協議会規則第3号一部改正の件
2. 委員会設置の件
3. 加入会員承認の件
4. 食品かん詰の表示に関する公正競争規約付則（経過措置）の件
5. 一般業務報告
6. そ の 他

## 1. 昭和44年度事業計画

1. 会員に対し、公正競争規約ならびに規則の周知徹底を図る。
2. 各地区より情報の蒐集につとめ、その調整を図る。
3. 製品の買取検査を行い、表示の適正を図る。
4. 消費者との接触につとめ、適正表示の普及を図る。
5. 苦情処理を行う。
6. 関係官庁ならびに関係団体との連絡を密にする。

## 2. 昭和44年度収支予算、会費の額、徴収方法

隅野常任理事から昭和44年度収支予算案について説明があり、全員異議な

く承認された。会費の額および徴収方法については前年同様8団体で負担する建前であるが、輸入業者の団体にも加入をよびかけ会費の負担を得ることが諒承された。

### 昭和44年度収支予算

自 昭和44年4月 1日  
至 昭和45年3月31日

収入之部

単位：円

科 目	44年度 予算案	43年度 決算見込	増	減	摘 要
繰越金	20,280		20,280		
会費	300,000	300,000			
雑収入	1,000	500	500		
計	321,280	300,500	20,780		

支出之部

科 目	44年度 予算案	43年度 決算見込	増	減	摘 要
事務費	25,000	25,590		590	
会議費	65,000	22,760	42,240		
印刷消耗品費	100,000	108,650		8,650	
通信費	40,000	25,000	15,000		
旅費交通費	30,000		30,000		
製品質上費	40,000		40,000		
創立費		98,220		98,220	
雑費	21,280		21,280		
計	321,280	280,220	41,060		

### 3. 全国食品缶詰公正取引協議会規則第2号一部改正

隅野常任理事から、説明があり、承認されれば公取委に正式に提出したい旨の意向が述べられた。なお附則は規則1の第21条と重複するためこれは削除された。

#### 全国食品缶詰公正取引協議会規則第2号一部改正(案)

##### 現 行 規 則

食品かん詰の標示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第4条および第6条及び第12条の規定にもとづき、輸入食品かん詰の標示に関する規定をつぎのとおり定める。

1. 輸入業者は規約第3条の規定にかかわらず、輸入食品かん詰の内容量の標示については、内容量または内容総量(野菜水煮かん詰にあつては固形量)、製造年月日の標示については、製造年月日がわからないものにあつては輸入年月日である旨の文字を冠したその年月日の標示をもつて、それぞれかえることができる。
2. 輸入業者は、輸入食品かん詰の容器又は包装に規約第3条にかかげる事項のほか、原産国名並びに輸入業者の住所および氏名(法人の場合はその名称)を邦文で明瞭に標示しなければならない。

##### 附 則

この規則を設定し、又は変更しようとするときは、会員の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数以上の同意を要し、かつ、公正取引委員会の承認を受けるものとする。

この規則は、食品かん詰に関する公正競争規約の施行の日から施行する。

改 正 案

食品かん詰の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第4条第6条及び第12条の規定にもとづき、輸入食品かん詰の標示に関する規則を次のとおり定める。

（必要な標示事項）

食品かん詰の輸入業者は、輸入食品かん詰の容器又は包装に、次の表に掲げる事項をそれぞれの基準に従つて邦文で外部から見易い場所に明瞭に標示しなければならない。ただし標示の方法は、ステッカー等によりかんぶた等に示すことができる。

事 項	基 準
1.品 名 等	食品の性質を表わす名称が、邦文以外の文字で示されているものにあつては、全国食品缶詰公正取引協議会規則第3号（以下「規則第3号」という。）に定める基準に従つて示すこと。
2.原材料の種類名	主な原材料名（調味料及び食品添加物を含む。）を示すこと。ただし、品名で原材料の種類名が明らかなもの及び商品選択に当り社会通念上重要でないと認められる原材料の種類名は省略し、又は簡略にして示すことができる。
3.内 容 量	(1) 内容量又は内容総量を示すこと。ただし野菜水煮かん詰にあつては固形量を示すこと。 (2) 内容量の標示単位は規約に定める基準に従つて示すこと。
4.事業者の氏名又は名称及び住所	輸入業者の住所及び氏名（法人の場合はその名称）を示すこと。
5.製造年月日等	製造年月日を示すこと。ただし、製造年月日のわからないものにあつては、製造年度を示したうえ、輸入年月日であ

	る旨の文字を冠したその年月日の標示をもつてかえることができる。
6.原産国	原産国名を示すこと。

附 則 削 除

4. 全国食品缶詰公正取引協議会規則第3号の一部改正

現 行 規 則	改 正 案
食品かん詰の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第6条及び第12条の規定にもとづき全国食品缶詰公正取引協議会規則を次のとおり定める。	食品かん詰の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条から第6条及び第12条の規定にもとづき全国食品缶詰公正取引協議会規則を次のとおり定める。
<p>（主要部分）</p> <p>第3条 規約第3条1の(1)の主要部分とは、印刷かん又は包装紙に標示されたブランド名、絵から見て容器の表示の中心と見られる部分（以下「中心部分」という。）を中心に同一視野に入る部分であつて、主要部分の面積は、円筒形の容器又は包装にあつては、かん胴の中心部分の中心線から左右20%づつの垂直の面積の部分、四角形の容器又は包装にあつては<u>一つの側面の全部</u>、その他の容器又は包装にあつては、中心部分と同一平面の範囲に属する部分をいう。</p> <p>（甘味料）</p> <p>第10条 規約第6条の規定により、</p>	<p>左に同文</p> <p><u>一つの面の全部</u></p> <p>以下同文</p> <p>左に同文</p>

<p>全糖の標示の基準を次のとおり定める。</p> <p>果実かん詰のうち使用甘味料が糖類のみのものであつて、別表4にかかげる基準に適合するものについては、「全糖」と標示することができる。</p> <p>(特選等)</p> <p>第14条 規約第5条2の規定により特選等の文言の標示のできるものは、当該商品の品質が日本農林規格にもとづく採点基準により財団法人日本缶詰検査協会の検査の結果、平均点が4.0点以上であつて、<u>3.0点以下の項目のないもの</u>とする。ただし、用語については、別に定めるもの以外は特選に限る。</p> <p>附 則</p> <p>この規則を設定し、又は変更しようとするときは総会の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数以上の同意を要し、かつ、公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>この規則は、食品かん詰に関する公正競争規約の施行の日から施行する。</p>	<p>農産かん詰のうち</p> <p>以下同文</p> <p>左に同文</p> <p>平均点が4.0点以上であつて、<u>2点又は1点の項目がないもの</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>削 除</p>
---	---

別表2 原料の品種

品目	現 行 基 準	改 正 基 準 案
まぐろ水 煮・油づ け	びんながまぐろを用いたものにあつては、「 <u>ホワイトミート</u> 」、その他のまぐろを用いたものにあつては、「 <u>ライトミート</u> 」と	びんながまぐろを用いたものにあつては、「ホワイトミート」又は「 <u>ホワイトツナ</u> 」、その他のまぐろを用いたものにあつて



	示すこと。	は、「 <u>ライトミート</u> 」又は「 <u>ライトツナ</u> 」と示すこと。
--	-------	---

別表8 形 状

さ け	尾肉及び小片肉にあつては、「 <u>細肉</u> 」と示すこと。くび肉を用いたものにあつては「くび肉」と示すこと。	尾肉及び小片肉にあつては「 <u>細肉</u> 」、又は「 <u>ビーセス(細肉)</u> 」と示すこと。くび肉を用いたものにあつては「くび肉」と示すこと。
マツシユルム	全形のものにあつては、「 <u>ホール</u> 」、くきを除いたものにあつては、「 <u>ボタン状</u> 」たてに薄切りにしたものにあつては、「 <u>スライス</u> 」、適当に切断したかさとかきを配合したものにあつては、「 <u>ビーセス(小切れ)</u> 」と示すこと。	全形のものにあつては「 <u>ホール</u> 」、くきを除いたものにあつては「 <u>ボタン状</u> 」、たてに薄切りにしたものにあつては「 <u>スライス</u> 」適当に切断したかさとかきを配合したものにあつては「 <u>ビーセス(小切れ)</u> 」又は「 <u>ビーセスアンドステムス(小切れ)</u> 」と示すこと。
アスパラガス	<u>頭部が白色又はわずかに帯色したものを基部の太さにより6段階に分けたものにあつては「選別詰」、頭部が緑色のもの又は緑色のものにわずかに帯色したものと及び白色のものを混合したものを、基部の太さにより3段階に分けたものにあつては「混合詰」と示すこと。</u>	<u>乳白色のもの又は乳白色のものと頭頂から全長の20%未満の部分</u> が淡緑色のどん莖を混合したものにあつては「 <u>ホワイト</u> 」、 <u>頭頂から全長の50%未満の部分</u> が紫色、淡緑色又は緑色のどん莖にあつては「 <u>グリーンチップド</u> 」、 <u>頭頂から全長の50%以上が帯色したものと50%未満の部分</u> が帯色しているどん莖を混合したものにあつては「 <u>グリーン</u> 」、 <u>約5センチメートルの長さ</u> に切断したものを詰

		めたものにあつては「カット」 と示すこと。
みかん	切損しつぶれた部分が原形の2分の1未満の果肉粒を詰めたものにあつては「ブロークン」と示すこと。	切損し若しくはつぶれた果肉粒であつて、原形の2分の1以上をたもつ果肉粒にあつては「ブ ■ークン」と示すこと。
もも・洋なし・和なし	4ツ割のものにあつては「4ツ割」、6ツ割以上に切断したものにあつては「スライス」と示すこと。ただし、4ツ割及びスライスにあつては、それぞれの記号の上段の読み方を説明することによつて、省略することができる。ももの不整形肉を詰めたものにあつては「ピース（小切れ）」と示すこと。	4ツ割のものにあつては「4ツ割」、6ツ割以上に切断したものにあつては「スライス」と示すこと。ただし、4ツ割及びスライスにあつては、それぞれの記号の上段の読み方を説明することによつて、省略することができる。 丸ものにあつては「丸もも」又は「ホール」、不整形肉を詰めたものにあつては「ピース（小切れ）」と示すこと。
りんご	4ツ割のものにあつては「4ツ割」、6ツ割以上に切断したものにあつては「スライス」、輪切りにしたものにあつては、全形の図柄を標示して「 <u>輪切り</u> 」と示すこと。	4ツ割のものにあつては「4ツ割」、6ツ割以上に切断したものにあつては「スライス」、輪切りにしたものにあつては、全形の図柄を標示して「 <u>輪切り</u> 」又は「 <u>アツプリング（輪切り）</u> 」と示すこと。
あんず	全形のものにあつては「丸あんず」、2ツ割のものにあつては「2ツ割」と示すこと。	全形のものにあつては「丸あんず」、2ツ割のものにあつては「2ツ割」、皮つきのものにあつては「 <u>皮つき</u> 」と示すこと。

びわ	2ツ割のものにあつては「2ツ割」と示すこと。	2ツ割のものにあつては「2ツ割」又は「割びわ」と示すこと。
グリーンピース	乾燥豆を使用したものにあつては、品名の文字の大きさの $\frac{1}{2}$ 以上の大きさの文字で「戻し豆」と示すこと。	乾燥豆を使用したものにあつては、品名の文字の大きさの $\frac{2}{3}$ 以上の大きさの文字で「戻し豆」又は「乾燥戻し」と示すこと。

別表4 糖 度

果実類糖液づけ	「全糖」と示すものにあつては、砂糖用屈折計示度をつぎのとおりとする。	農産物糖液づけ	「全糖」と示すものにあつては、砂糖屈折計示度をつぎのとおりとする。
みかん	16%以上	みかん	18%以上
洋なし・和なし・混合果実・りんご・さくらんぼ	18%以上	洋なし・和なし・混合果実・りんご・さくらんぼ・かりん・まるめろ	18%以上
びわ・もも	19%以上	びわ・もも	19%以上
フルーツみつ豆・ぶどう		フルーツみつ豆・ぶどう・あんず・いちじく・なつみかん	20%以上
あんず・いちじく・なつみかん	20%以上	かん	20%以上
		焼りんご	23%以上
		マラスキノ・スタイル・チエリー	45%以上
		くり	50%以上
		農産物甘煮	しるこ・ぜんざい
			40%以上
			ゆであずき 45%以上

		おたふく豆・きんとん・あん 50%以上 その他豆類          40%以上
--	--	--

別表 5 原料の配合割合

1(1) 水産物と 野菜の混 合煮	品名で水産物野菜煮である旨を示すものにあつては、固形物に対する水産物の重量の百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。 配合する野菜が1種類の場合 <u>魚肉40%以上</u> ただし、さけ類にたけのこを配した場合 <u>魚肉60%以上</u> 配合する野菜が2種類以上の場合 <u>魚肉30%以上</u>	品名で水産物野菜煮である旨を示すものにあつては、固形物に対する水産物の重量の百分比は次のとおりとし、この旨を示すこと。 配合する野菜が1種類の場合 <u>水産物40%以上</u> ただし、さけ類にたけのこを配合した場合 <u>魚肉60%以上</u> 配合する野菜が2種類以上の場合 <u>水産物30%以上</u>
----------------------------	---	--

別表 6 内容個数

アスパラガ ス	<u>選別詰</u> にあつては、基部の太さを表わす記号 G、C、M、L、m、s 及びその内容本数、 <u>混合詰</u> にあつては、基部の太さを表わす記号 J、E、P の説明を示すこと。	アスパラガ ス	ホワイトにあつては、基部の太さを表わす記号 G、C、M、L、m、s 及びその内容本数、 <u>グリーンチップド</u> 及び <u>グリーン</u> にあつては基部の太さを表わす記号 J、E、P の説明を示すこと。
		たけのこ	<u>全形のもの</u> にあつては、 <u>内容個数</u> を表わす記号 L、M、S、T 及びその内容個数を示すこと。

## 5. 委員会設置について

地区委員会の構成は公取委の地方事務所が全国に7ブロックあり、その各地区に協議会の委員会を設置し、その地区においてそれぞれ問題の処理に当たり、それを中央に報告する建前である。しかし理事会に提出された案では中央の委員会と解釈される面もあるので、当初から検討してきた地区委員会とはつきり条文にうたいこむことに決定し、原案を一部修正することで承認された。

## 6. 加入会員の承認

新規加入会社は第1回定時総会後に、加入申込があつた各社に対し、本理事会で協議会加入が正式に承認された。これにより会員状況は次の通りとなつた。

区 分	創立総会時	新規加入社	現 有
製 造 業 者	210	36	246
販売および輸入業者	51	7	58
容 器 製 造 業 者	11		11
事 業 者 団 体	6	2	8
計	278	45	323

## 7. 食品缶詰の表示に関する公正競争規約付則（経過措置）

阿江常任理事から付則の経過措置として大要次のような説明があつた。

「3月7日付で協議会から会員に対して4月1日現在の旧表示の在庫印刷缶について報告されるようお願いしたが、これは公取委、消費者に缶詰業界が前向きで取り組んでいるという姿勢を示す必要から、旧表示の在庫を段

階的に説明できる資料とするためのものである。なお在庫の報告は会社の秘密に関することでもあり、外部には一切発表されることはない。

## 8. 一般事業報告

隅野常任理事は大要次のような一般業務報告を行なった。

「協議会設立申請は43年12月10日に公取委に提出し受理された。その後規約の周知徹底を図るため、規約説明会を過去13回開いてきたが、その大部分が会員対象であり、このうち検査協会が2回、関西の消費者対象が1回開られた。なお常任理事連絡会は過去4回開いている。また昨年秋主婦連が公取委の委嘱で市販の全糖品表示に関する調査を行なった結果、入甘が検出された商品について公取委は43年9月から工場の立入検査、分析等を行なったのち、公取委事務局で関係者の聴問を行なった。その結果、44年3月17日に5社(8点)に排除命令、8社(10点)に対して警告があつた。現在の協議会会員のうちで排除命令を受けた会社は2社、6社が警告を受けている。この主婦連調査は協議会設立以前の時点であつたが、44年3月2日から施行となつており、今後は全糖表示は勿論、その他の表示についても積極的に会員の指導がなされるよう公取委から協議会、田上会長宛に警告書が寄せられている。」

## 9. その他

特選表示の旧印刷缶については、JAS検査を受けることが望ましいが、経過措置が取られることになつた。なお当日来賓として出席した公取委中村事務官は、全糖表示問題の経過を説明し大要次のような見解を述べた。

「食品缶詰の公正競争規約は43年9月に認定され、44年3月に施行となつた。公取委が不当景品類及び不当表示防止法によつて排除命令をだすのはアウトサイダーに対してであり、会員に対しては協議会にゆだねる建前をと

つている。今回の排除命令は、調査の時点が協議会設立以前であり、従来公  
取委がとつてきた方針通り、他の業界と同じように、法的措置をとつたわけ  
だが今後は、業界が自主的に協議会を設立されたのでその意志を尊重して、  
会員に対しては協議会で措置を講じていたとく。」と語つた。

## 製造工場缶マークの整理簡素化について

去る2月25日の理事会において製造工場缶マークは「地区別一連番号制」を  
全缶協側は採用することを決定し、2月26日付で日缶協田上会長宛全缶協会  
長名をもつて正式回答を行なつた。（月報2月号掲載）これに対して3月31  
日付で日缶協から次の回答を寄せてきた。

全国缶詰問屋協会

会長 浅井二郎 殿

社団法人 日本缶詰協会

会長 田上東 稲

### 製造工場マークの整理について

拝啓 ますますご隆昌にて大慶に存じます。

製造工場マークは全国で数千の多きに達し、かつ一工場で十数個のマーク  
を所有する等、その判別に支障もあることからこれを整理すべきであると  
の各方面からの要望もあり、去る3月26日理事会を開催し検討いたしま

した結果

1. 一工場一個とする。
2. マークは、ローマ字又はローマ字と数字の組合せとする。
3. 仮名文字等は一切使用しない。

以上のとおり満場一致をもつて正式決定いたしました。

貴会ご提案の地域別の一連番号の採用に対してご期待に添いえぬ結果となりましたから、何卒諸般の情勢をご勘考下され、是非実施にご協力賜わりますようお願い申し上げます。

敬 具

この日缶協側決定の案に対して全缶協は「地区別一連番号制」をあくまでおし進め日缶協の方針には同調出来ない旨、あらためて次の反対文書を提出した。

社団法人 日本缶詰協会

会長 田 上 東 稻 殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅 井 二 郎

### 製造工場缶マークの「地区別一連番号制」実施について

拝啓 貴協会ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、主題の件に関しては、去る2月26日、弊協会側の「地区別一連番号制」採用、実施にご尽力ありたき旨ご依頼申しあげましたが、貴協会におかれましては

1. 一工場一個とする。



2. マークは、ローマ字又はローマ字と数字の組合せとする。

3. 仮名文字等は一切使用しない。

と決定し、弊協会提案の「地区別一連番号」の採用には賛成しかねるとの貴信（3月31日付）をいただきました。

弊協会提案の地区別一連番号制採用の条件の一つとして「製造工場缶マークは製造業者固有のマーク（ローマ字綴）ならびに販売業者固有のマークを廃止する」旨、ご通知申しあげましたが、貴協会のご決定によりますと、弊協会が提案した基本的姿勢に対するご配慮はいただけなかつたと考えられますので、ここにあらためて弊協会側の反対意見を申しあげたいと存じます。

1. 缶マークの整理、簡素化のためにはその本質的観点に立脚すべきであり、缶詰の将来のためにも缶マークの既得権あるいは権利等を主張すべき内容ではない。
2. 貴協会案では、メーカー固有のマークのみを残すという立場であり、これはすでに現在までの過程において適切妥当でなかつたという実績を残してきた方法である。
3. 製造工場缶マークは社名又はブランドイメージを持つ記号であつて、ブランド的意味を持たせるべきでないとの基本姿勢から販売業者側は長年使用してきた愛着ある問屋缶マークを取上げて放棄し、合理的でしかもあらゆる面から考え合わせ唯一の方法である地区別一連番号制を採用することに踏み切つた。しかし、貴協会案のローマ字組み合わせによつた場合、その殆んどは缶マーク（記号）と称しながらブランドと共通する内容を持つものとなり、消費者サイドからはその商品自体が統一を欠くものとの印象を拘かれることになり缶詰の品位保持の観点において得策でない。しかも同一ブランドで下請製造工場数が複数にわたる場合、一つのブランドに各種のブランドイメージを持つ缶マークが打ち出される

こととなり、缶マークとブランドの混乱を生ずる。これがやがて缶詰の品質低下感を与え消費拡大の途を阻む要因となることは自明である。従つて製造工場缶マークはあくまで地区別一連番号によるべきであつて、これを実施することにより、消費者に対しては缶胴に標示するブランドのイメージアップに一層役立つものと考えられる。

4. 貴協会案によると「マークはローマ字又はローマ字と数字の組み合わせとする」とされているが、この方法では製造工場のチェックならびに整理が地区別一連番号制より複雑化する。
5. 缶詰の下請製造制度は今後ますます拡大の方向にあり、販売業者と直接つながりのあるメーカー間では全缶協会の地区別一連番号制に賛成の意向を示している。この意味からしても全缶協会には妥当性がある。
3. 中途半端な改善は合理化にならないばかりでなく食品衛生法上における標示の問題にまで禍根を及ぼすことになりかねない。

以上弊協会の地区別一連番号制は缶詰の将来という見地に立ち、歓迎されてしかるべき内容であるとも存じますので貴協会案に反対である旨お伝えするとともに地区別一連番号制の実施には今後あらゆる努力を払つて参る所存であります。

貴協会も再度ご勘考下さり、弊協会案の実現にご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

敬 具

## 第 4 回 統 一 伝 票 促 進 懇 談 会

日 時 昭和 4 4 年 3 月 2 7 日 1 4 . 0 0 ~ 1 6 . 0 0 時

場 所 日本商工会議所 4階会議室

### 懇談事項

- 1) 「取引伝票統一化に関する要望の件(案)」について
- 2) 流通近代化政策と本会の運営について
- 3) そ の 他

### (出席)

通産省企業局商務第一課 木村事務官

東京織物卸商業組合

東京金物連合商工協同組合

酒類食品事務合理化研究会

全国缶詰問屋協会

東京都食品卸同業会

## ※ 懇談会の概要

統一伝票促進懇話会は、流通過程における事務合理化の一環として卸→小売間、また可能ならばメーカー→卸→小売と一貫した統一伝票を実施したいとの主旨にもとづき各業種12団体が参加し検討してきたが、今回の第4回懇話会においては統一伝票に対する考え方もほぼ煮詰つてきたので通産省に対し取引伝票統一化に関する要望書を提出することになり、この件を協議するため開られたものである。

### 1. 取引伝票統一化に関する要望の件

要望書原案にもとづき検討した結果「本会が推せんする伝票モデル」の項は削除し現在織物卸商組合が使用している統一伝票についてはあくまで参考として同組合から提示されることになった。

その他の項目についてはこれまで検討されてきた事項でもあり、原案でよいとされたが、伝票問題は通産省の当初の計画通り44年度中に研究段階を終了し、45年度には実行段階に移すべく業界に徹底を図るための指導を願いたい旨の内容を追加させることになった。また統一伝票に関して懇話会では過去4回にわたり検討して来ているので、この経過を伝える意味からその内容を記した議事録的なものを添付して提出することになった。

## 2. 流通近代化政策と会の運営について

通産省では流通面をシステム化しようとの構想のもとに統一伝票をその一環として取り上げてきた訳だが、業界としては出来るだけ早く通産省で「統一伝票のモデル様式」を作成されるよう働きかけることになった。なお統一伝票促進懇話会での統一伝票問題に関する検討は、今回でほぼ終了となったが、この会の名目だけはもうしばらく残しておくことになった。

## 3. 量販店団体の見解

日本チェーンストア協会、日本セルフサービス協会の両、量販店団体は、第4回目の懇話会には都合で欠席したが、次のような見解を持っている。

日本チェーンストア協会としては取引伝票統一化に関する要望書(案)については保留を希望しており、内部の委員会で独自の立場により検討し、その結論を通産省に提出するという意向である。また日本セルフサービス協会では、懇話会でた意見は尊重するが、その結論では内部で困るという実状が生ずるような場合は独自で検討しそれを通産省に提出する意向を示している。

## 缶詰返品問題 4 団体打合せ

日 時	昭和44年3月20日 13.30～14.30時
場 所	榊国分商店 214号 会議室
出席団体	東京都食品卸同業会、日本缶詰協会、日本製缶協会、 全国缶詰問屋協会
内 容	同業会の返品問題対策についての主旨説明及び3団体に対する 要請

### ※ 打合会の概要

同業会では缶詰返品問題について内部的に検討した関連3団体とも下打合を行なってきたが、この日の打合会はその総まとめとして開かれたものであり、

- ① 3団体に提出する文書
- ② 同業会一般会員に送付する文書
- ③ 販売店に送付する文書

提出についての主旨説明がなされたあと関連団体への協力方の要請が行なわれた。

### 1. 日缶協に対する要望

メーカーには<sup>2</sup>1000の歩引きを実施する。これは一部すでに実行しているところもあるが、これを全面的に取り上げられるよう、日缶協に協力の呼びかけがなされた。

### 2. 規格段ボールの使用を要望

製缶会社に対しては規格スタンプ（JISマーク付）の段ボール使用の要請が

なされた。この点についてはまだ運送上の取扱い方法あるいは荷造り、荷姿等の問題が残されているが、まず実現出来ることから手がけてゆき逐次改善していく姿勢である。いずれにしても返品は凹缶が大部分であり、段ボールを強化することにより、その発生を相当カバー出来るという考え方に立っている。

### 3. 全缶協にも同調を呼びかけ

返品歩引き問題は全缶協としても積極的に協力してゆく姿勢であるが同業会では、さらに全国的に同一歩調で推進してゆくため正式に浅井会長の諒解を得たうえ、販売店に対する呼びかけは同業会、全缶協連名文書により送付することになった。

### 4. 歩引率 $\frac{2}{1000}$ で実施

昭和44年4月1日から  $\frac{2}{1000}$  の歩引を実施するが、この歩引きは44年1月1日～3月末日迄の遡及3カ月の荷口について行ない、4月1日からの返品は行なわない。また規格段ボール（JIS）でないものは当然に凹缶等の事故が多くなるので特別条件をつける申し合せとなっている。

取引先 事故種類	小売店 (売先)	工場 (仕入先)	仲間 (仕入先)
変敗・ポーチョー ピンホール (不可食品)	負 責 (返品受付)	$\frac{2}{1,000}$ (に含まれる)	同 左
ツ プ レ 凹 品	返品断る (販売先の措置にまかす)	返品しない	同 左
銹・マジック 記入品等	返品断る (受付せず)	返品しない	同 左
棚さらし・ 端数残品	返品断る (受付せず)	返品しない	同 左

# 筍 缶 詰 全 国 大 会

日	時	昭和44年3月8日	13.30~17.30時
場	所	長崎県島原市立体育館	
主	催	(社) 日本缶詰協会	
協	賛	全国缶詰問屋協会 日本農産缶詰工業組合 九州缶詰製造協会	
司	会	(社) 日本缶詰協会	専務理事 隅野 勇氏
開	の	九州缶詰製造協議会	蔬菜部会長 筒井 芳雄氏
大	会	(社) 日本缶詰協会	筍缶詰委員長 山崎隆之助氏
地	元	九州缶詰製造協議会	会 長 金子 昇氏
来	賓	長崎県知事 (代理)	橋本 圭三氏
祝	辞	島原市市長	松尾 徳義氏
業	界	日本農産缶詰工業組合	副理事長 佐高京一郎氏
代	表	全国缶詰問屋協会	副 会 長 野田喜三郎氏
挨	拶	(財) 日本缶詰検査協会	理 事 長 鈴木 一美氏
講	演	「大型缶詰のJAS規格について」	池野 真澄氏
議	事	① 一般情勢報告	隅野 勇氏
		② 44年度筍缶詰生産計画について	各地区代表説明
		③ 筍缶詰の需要経過と見通しについて	
		全国缶詰問屋協会蔬菜部会長	大橋庄三郎氏
		④ 筍缶詰の輸入状況等について	
		（株）北洋商会缶詰部次長	広田 正氏
		⑤ 討 議	
		⑥ 次期開催地に関する件	

## そ の 他

閉 会 の 辞 長崎県缶詰工業協同組合 理 事 長 深 堀 清 二 氏

☆ ☆ ☆

44年度のたけのこ缶詰全国大会は昨年の大巾減産による異常高値と在庫払底、これに加えて44年度の筍の作柄は各地区とも豊作予想で意欲旺盛の気運があり、まかりまちがえば高値増産されるという極めて危険な時点に立たされている環境のもとに開催された。

議事にさきだち大会議長に九州食糧品工業㈱取締役社長志村尚穂氏が選任された。

## 全 缶 協 野 田 副 会 長 挨拶

全国缶詰問屋協会の浅井会長がよんどころない事情により欠席されたので私から一言ご挨拶申し上げます。

本日は関係諸官庁のご来賓の方々をはじめ、缶詰に関係する全国の生産者、製造業者、販売業者のみなさまがここ島原という由緒ある地に集まり、かくも盛大に缶詰全国大会が開催されましたことはまことにご同慶にたえない次第であります。

この大会開催の目的は親睦を図ることもさることながら広く情報を交換し合い、各企業間の共存共栄の道を拓き開いてゆくことにあると理解しているものではありますが、年々回を重ねるごとにその内容に前進のあとがうかがえることは、ますます大会開催の意義の度合いが深まってきたと考えるものであります。特に本年の大会は昨年極度の減産により、在庫一掃され、新物への呼び声は例年になく極めて高いという特殊事情にあります。

過去の経験から見ましても、こうした年こそ最も慎重でなければならぬと存



じますが、伝統ある日本の筍缶詰をより以上に発展せしめるか、あるいは後退的素因の強い筍缶詰を後退させるか、まさにことしその分岐点に立たされている年であると感じるものであります。その意味において本日の全国大会は前向きな姿勢により是非とも成功させなければならぬ大会であると存じます。全国缶詰問屋協会は缶詰問屋業を営むものの唯一の全国団体であります。常に全缶協が理念とし、またその事業として掲げている点は適正価格形成への諸施策の推進であり、需要と供給量を見極めめることにより、適正価格の位置づけに努力し、共存共栄の精神で缶詰業界の発展に寄与することをモットーとしております。私はここでそうした使命を持つている全缶協の立場から厳しい試験に立たされていることしの筍缶詰の問題点を卒直にお伝えし、みなさまにご賢察願いたいと存ずる次第であります。

まず第1点としてここ数年来の筍缶詰の生産とその消費動向をつぶさに見ますところ、年間消費数量は大体輸入ものを含めて200万本が適正限界量であると観察される点であります。たしかに筍缶詰は「日本古来の味」として愛着ある大衆的食品とはなっておりますが、その消費動向はまことに敏感な感応を示す傾向が見られ、特に日本のように四季野菜に恵まれている国においては、他の野菜の関連性を度外視することはできませんし、缶詰のなかでも相場の要素の強い筍缶詰は消費数量の限界といった点を十分に見極めめる必要があります。特に豊作とされている44年度の筍缶詰の生産に当つては年間消費量の実態把握が強く要請されるところであり、この適正限界量を適確にとらえることにより、原料面、製造面ともおのずから新物に対する姿勢が判断されて参ると存じます。次に第2点として輸入筍缶詰の動向を注視すべきであると考えられます。昨年(43年度)の全国大会におきましても輸入筍缶詰は決して無視できないことをお伝え致しましたが、昨年(42年度)の国内筍缶詰の減産がよき足がかりとなり、輸入数量は42年度の2倍を越え、昨年度の大缶の全流通量から見ますと輸入筍缶詰は全体の3分の1以上を占めるまでに増加して参りました。しかも中華料飲店向け

あるいは給食材料向け等にあつてはこの輸入筍缶詰の需要拡大の傾向が顕著であり国産筍缶詰の裾物の価格はこれと対応した価格が図られない限り、輸入筍缶詰は年々定着してゆく状況にあります。特に裾物級が全体の7割以上を占めるという筍缶詰の実状から考えましても、これらと競合する輸入筍缶詰の今後の動向は国産筍缶詰の将来にとって脅威の存在となり得る可能性を多分に含んでおります。

第3点として昨年度の筍缶詰は減産による未曾有の高値を唱え新物えの期待はまた格別なものがかがえませんが、ことしは各産地とも豊作と伝えられているだけに、高値増産となることが懸念され、適正利潤の確保と共存共栄をねがう全缶協としましては極力早積みだけは自粛し、お互いが犠牲を強いられることのない1年とすることを念願しております。

本大会を意義ある大会とし、次の年への前進の足がかりとするためにも生販いずれを問わず慎重な態度で新物筍缶詰の生産の幕開けを迎えたいと存じます。なお国内販売状況、輸入状況等具体的内容あるいは見解につきましては全缶協野菜部会の部会長、副部会長より説明があると思っておりますが、最後に4月1日から新たに施行されますたけのこ大型缶詰の日本農林規格について一言申し添えたいと存じます。

昨年消費者保護基本法の成立に伴い、日本農林物資規格法も一部改正されることとなり、農林省において作業が進められておりますがその手はじめとして、まずことしの新物筍缶詰が取りあげられることとなりました。

全缶協と致しましては、品質の向上、信頼性の強化を図るうえからもこの新しい規格が遵守されることを切望すると同時に、規格、標示に対する業界自体の新しい姿勢が必要であると存じます。

缶詰産業は楽観を許さない厳しい状況下におかれておりますが、企業共同体として相互理解と団結によつて春のさきがけとしての筍缶詰をまずは非とも成功させ有終の美を飾らなければならないと痛感する次第であります。

どうか本日も出席の各位のご賢察とご協力により本大会が今後明るく安定した1年間の牽引力とならんことをこいねがいご挨拶に代えさせていただきます。

## ※ 全缶協働の見解

43年度たけのこ缶詰の需要経過ならびに新物の見通しについて、全缶協野菜部会長大橋庄三郎氏は大要次のように述べた。

『昨年度のたけのこ缶詰は大巾な減産により、在庫については新物までにはすべて消化される見通しであり、久方ぶりに持越し皆無の状態では生産に入ることになった。新物の生産は各地区とも成育良好であり、豊作見込みである。収穫量は210万貫と伝えられているが、製品価格さえ安ければそれほど心配はないものの、ことしは異常高値の呼び声が念頭にあり意欲は極めて旺盛なものがある。豊作によつて高値増産されることは最も危険であり、声を大にして自粛を呼びかけたい点である。

昨年のたけのこ缶詰は生産が110万本程度であつたからあの高値でも一応消化することが出来たわけだが、ことしの新物が高値増産につながる一つの原因として最も心配されるのは早積みの問題であり、全缶協としてはこの点の自粛を申合せした。パツカーのみなさん方も特にこの早積み自粛にご協力願いたい。たけのこの需要については私は用途別に分けて考えるのが妥当である。すなわち特殊料理向け1級品のM・Sクラスで量的には全体の $\frac{1}{2}$ 以下の上物と、 $\frac{2}{3}$ 以上を占める3級品の割、筒等蔬菜用のスソものであり、これらのスソものは他の野菜との競合によつて高値の場合は需給が激減する傾向にある。

昨年のたけのこは高値という先入観念があり、一度高いというイメージを与えると容易に正常な価格に戻らないのが通例で特にスソものの八百屋の店頭うり、あるいはあけ売りは100925円がよいところであり、せいぜい30円が限界であると思う。従つて口銭、運賃等の経費から逆算すれば製品価格の限界が

おわかりになるう。

輸入品については中共ものはわずかな数量であるが品質、味、選別もよく日本では歓迎されている。現在のところ輸入量は僅少であり特に問題としなくてもよいが、しかし台湾ものは価格において相当の開きがあり、日本産だけの缶詰とたちうちできるという点に注目しなければならない。

台湾ものは品質において日本ものより劣る面があるが、最近では国産品でなければならないという度合いは少なくなつて来た。販売業者として望んでいる点は卒直に申しあげて、本年は豊作なのでよいものを安く提供されるようにご協力願いたいということにつきる。早積みの弊害についてはさきほど申しあげた通りであり、ことしは一時に出回る可能性がある。この点も大いに注目すべきであると思う。新物から大型缶の規格が決められたが、どうか品質の向上に一段のご努力を願いたい。

なお新物だけの缶詰の価格とか調整数量に関しては申しあげられないが、消費の実情から考えられるならばおのずから予想のつくことである。しかし特殊向けと大衆向けとの値びらきは必要である。

#### 44年度筍缶詰に対する全缶協の見解

1. 現状における筍缶詰の年間消費量は輸入ものを含め200万本が適正限界量であると観察する。
2. 41年、42年度生産の筍缶詰は消費にマッチした販売価格であつたと見られ消費階層の拡大が図られた。
3. 43年度は極端な減産であつたため反動的に異常高値を見たが、絶対量不足のため昨年の価格でも一応消化することができた。しかしA及びBのM級以上の製品(上物)の業務用消費量は逆に減少の傾向を見せつつある。又同時に中華料飲店向け需要及び裾物大量消費層である給食弁当材料等の

筍は逐次台湾物が根強い需要拡大の傾向を見せており国産筍裾物の価格の適正化が図られぬ以上この傾向は今後も深まつて行くものと予想されるので裾物価格については台湾産筍の価格を充分考慮の上生産販売することが必要である。

4. いずれにしても43年度の価格は行き過ぎであり、新物筍缶詰の生産に当つては特に慎重を要する。この点が無視されると、43年度5g缶のフキと同じく高値大增産となる可能性が強く、大きな犠牲を払わなければならない結果に陥る危険がある。
5. 高値増産に連なる要因としては種々考えられるがその最も大なるものは早期買い漁りであり全缶協メンバーは極力早積みを自粛して3月下旬、青果向原料価格の安定した線で買い付けを開始致したい意向である。

### 年度別筍水煮18ℓ缶生産者価格の推移

(全国缶詰問屋協会調べ)

年度	A級-M 出来秋植	持越	生産数	販売対象数	当年消化数	輸入数量
37年	1,650円	—	—	—		
38年	1,950円	5~10万本	150万5千本	155.5~160.5万本	148.5~150.5万本	17,000函
39年	1,700円	7~10万本	15.5万本	162~165万本	160万本	45,000函
40年	2,550円	2~5万本	17.2万本	174~177万本	142~144万本	252,000函
41年	2,200円	30~35万本	24.0万本	270~275万本	225~230万本	97,000函
42年	2,150円	40~50万本	18.4万本	224~234万本	209~214万本	241,000函
43年	2,800円	15~20万本	11.2万本	127~132万本	127~132万本	300,000函

台湾だけの缶詰を中心とした輸入状況に関し、榎北洋商会缶詰部次長広田正氏は大要次のような説明を行なった。

『全缶協の資料の輸入数量とあるのは、これは台湾ものであり、38年から42年までの数量は台湾ものの丸缶とご理解願いたい。従つて台湾以外のものとしては中共産を2〜3万函加えればよいと思う。

43年の台湾だけのこの輸入は丸缶が35万函、大型缶25万本程度と見られる。

44年度の生産計画は昨年日本のための減産により台湾ものの輸入が積極的だつたため従来より原料が高値となりK25円平均であつたが、新物はK23円位に終始するのではないかと予想される。

製品価格は5ガロン缶で1,500〜1,600円。1号缶6缶入りで1,900〜2,100円の相場が出たが大卸は5ガロン缶で1,800円前後、1号缶で2,200〜2,300円の売り値に終始した。昨年の傾向として、中華材料向け、あるいは大量味付加工等の大口需要は相当量が台湾ものに切りかわつた状況である。全缶協ではさきに青果業者を交えての懇談会を開催したが、その時でも中華向け等の大口需要は9割方が完全に台湾産の麻竹にとつてかわつたとの意見であつた。特に価格の面で国産ものとの価格差が300円以上の値開きがあると、その需要はなお続くものと見られる。

八百屋筋に対してはそれほどスムーズな動きは見せていないが、中華向けに60万函の輸入数量は定着してきたといふことができる。

本年の見通しについては6月末から10月にかけて麻竹生産が行なわれるが、その最盛期は7月、8月、9月となつている。従つて台湾だけのこれは極めて優位な立場に立つており、今後は日本の豊凶にかかわらず輸入されると考えられる。しかも国産だけのことが異常高値となつた場合は、この度合いはますます高まるだろう。台湾は原料も労働力も日本より安く、筍も豊富である。特に昨年の原料価格については農家は非常に気をよくしており、増植意欲が旺盛。例年

台湾のたけのこの生産は50万函程度製造され、そのうちの半数が日本へ輸出されていたが、昨年は85万函生産し、日本には60万函前後のものが振り向けられた。しかもフレートが非常に安く、70～80円の運賃であり、京浜地区での輸送費が100円を越えるものがあるところから考え合わせると台湾たけのこはむしろ九州より近いのだと逆説的に申しあげられると思う。台湾産は柔らかくまた歩留りもよい。型は大きい、中華向け等の需要に合い、またそうしたクラスのものしか製造されない実情にある。

ことしは7月から本格的に生産が開始されるが、いずれにしても手ごわいライバルがいることをご記憶願いたい。』

#### ※ 大会討議の結果の申合せ

- ① 問屋ならびにパツカーは共存共栄の立場から両者適正な価格で取引できよう努力する。従つて早積みは双方が自粛する。
- ② パツカーの姿勢を正し、特に原料については、それぞれのブロックで希望している価格を上回らないようにつとめる。
- ③ 規格を厳守し、品質の向上を図る。
- ④ たけのこの輸入はやむを得ないとしても不当な入荷はなるべくブレーキをかけ国産品市場の安定を図るよう希望する。

以上4点につき大会申し合わせ事項とし次期大会開催地を四国地区と決定、盛況裡に終了した。

### 食品缶詰の表示に関する公正競争規約が施行

食品かん詰の表示に関する公正競争規約は、昭和43年9月2日に告示され、

昭和44年3月2日から施行となった。

## 公正競争規約説明会

食品かん詰の表示に関する公正競争規約についての説明会が長野缶詰協会の要請により、3月31日13:30時から長野市産業会館5階7号会議室（長野市南泉町）で開催された。

## 公正競争規約施行後の旧表示 印刷空缶の取扱いと在庫 調査について

全国食品缶詰公正取引協議会では3月7日付で協議会会員に対して、次の文書を送付した。

### 1. 旧表示印刷空缶の取扱いについて

旧表示の印刷空缶であつて、たとえそれが規約で定められた基準に適合しないものであつても、公正取引協議会あてに報告があれば、規約施行日（昭和44年3月2日）以降においてもその空缶を使用して製造することができます。従つて流通上は日限の制約はないこととなります。（規約付則2による）

なお、消費者に誤認をあたえるおそれがあるものについては、個別に検討の上、その使用について別途ご協議いたしたいと存じます。

### 2. 在庫調査の目的について

会員各位が誠意をもつて改版に努力されておられるものと存じますが、なおかつ、止むを得ず手持となつている印刷空缶の在庫状況については、公正取引協議会事務局として常に実態を把握しておく必要があります。



その理由は、公正競争規約を単純に理解している第三者から見た場合、規約が施行されているにもかかわらず、依然、缶詰業界は表示の適正化についての努力をしていないとの誤解や批判が生ずるおそれがあるからであります。

このような批判に対処するために、改版のための努力が如何になされ、実質的にどの程度規約の精神が守られているかについて確信をもつて必要に応じ説明する資料にいたしたいためであります。

### 3. 在庫調査報告書の提出について

前述のような主旨にもとづいて行なう在庫調査でありますので、事情ご了承の上、44年3月1日現在の手持印刷空缶のうち、規約の基準に適合しないものについて、ブランドの如何を問わず、すべての在庫空缶に関し、別紙様式により、4月30日までに報告下さるようお願いいたします。

なお、ご報告いただきました資料は極秘として外部には発表いたしません。この点お含みの上ご協力願います。

昭和44年 月 日

全国食品缶詰公正取引協議会

会長 田 上 東 稲 殿

住 所

氏 名

㊟

### 在庫印刷空缶報告書

食品かん詰の表示に関する公正競争規約付則2の規定の適用を受けたいので、つぎのとおり昭和44年3月1日現在の印刷空缶の在庫数量を報告します。

## 記

品名	
缶型	
数量	
ブランド	
使用完了予定日	
空缶の保管場所	
規約に抵触する事項	

### 報告書作成上のご注意

- 1) 報告は原則として工場ごとをお願いいたします。
- 2) 規約に抵触する事項欄には、次の該当事項の番号をご記入願います。
  - 1.品名
  - 2.原料の品種
  - 3.形状
  - 4.品位
  - 5.原材料
  - 6.食品添加物
  - 7.原料の配合割合
  - 8.内容量
- 3) 印刷空缶の見本を提出する必要はありませんが、規約に抵触するかどうか疑問に思われるようなものは具体的に判断するための参考として現物を模写したものを添付願えれば幸甚に存じます。

## 常任理事連絡会

日時 昭和44年3月17日 10.30～13.30時  
場所 日本製缶協会  
出席者 常任理事 隅野 勇氏

常任理事 北田久雄氏  
、 阿江伸三氏  
日本缶詰協会 東峰 常務理事  
日本製缶協会 山崎 事務局長  
議事 3月26日開催の理事会の提出資料についての審議

## 1. 44年度事業計画(案)について

協議会の性格からして、中央での決定事項を地方に周知徹底させることは勿論であるが、地方で発生した公取委の出先機関や、その他関係官庁、消費者団体との間で生じた問題を速やかに蒐集して、その対策を図ることも、本年度の重要事項であり事業計画案には「各地区からの情報の蒐集につとめその調整を図る」との文言を織り込むことになった。

## 2. 委員会設置について

地区委員会を早急に設置しなければならないが、協議会の委員会であるので、議決方法はとらず、少数意見をも尊重するような協議方法を取り、かつ委員会が会員を指導してゆく任務を持たせるべきであるとの意見に従い、その表現方法は事務局に一任された。

## 3. その他

理事会附議事項についての審議が行われた。

# 全日本ホテルレストラン料理展に協賛

社団法人全日本司樹士協会(会長 齊藤文次郎氏、全国の有力な調理師15000

名をもつて組織)では創立10周年を迎えるに当たり、その記念事業として来る5月20日(火)~25日(日)の6日間、銀座三越百貨店の8階の催し場で「全日本ホテル・レストラン料理フェスティバル」を開催することになり、この程全日本司樹士協会事務局から日缶協と全缶協に対して協力されたい旨の呼びかけがあり、全缶協としてこれに協賛することになった。同フェスティバルには缶詰関係の出品、展示、即売の参加を希望しており、全日本司樹士協会では、参加希望店による「全日本ホテル・レストラン料理展説明会」を4月3日13.30時より、港区六本木6丁目の司樹士会館、4階会議室において開催する。

## 果実飲料の表示に関する陳情書

日本果汁協会(会長 三堀参郎)全国清涼飲料工業会(理事長 小池友蔵)全国清涼飲料協同組合連合会(理事長 石渡秀)全国清涼飲料工業組合連合会(理事長 小池友蔵)日本缶詰協会(会長 田上東稻)全国缶詰問屋協会(会長 浅井二郎)以上6団体の連名で、3月3日自民、社会両党の関係委員宛「果実飲料の表示に関する陳情書」を提出したが、その内容主旨は次の通りである。

『わが業界は、「果実飲料の表示に関する公正競争規約(案)」をとりまとめ、目下公正取引委員会と折衝中であり、これに対し一部の果実生産団体及び消費者団体は、100%果汁以外は「ジュース」の名称を禁止すべきであると、関係方面に働きかけておりますが、もともとわが国における「ジュース」の名称は果実飲料の総称的な名称として使用されており、かつ、またこの公正競争規約(案)による適正な表示の実施によつて消費者の誤認を防ぐことができるので、「ジュース」名称の使用制限については、業界は絶対に反対であり

ます。

これらの事情をご賢察のうえ、ご理解を賜りたく陳情申し上げます。

(以下省略)』

## 日本ドライピース缶詰製造協議会が創立

乾燥えんどう豆の缶詰加工はすでに20年の歴史を持つが、その需要はフレッシュえんどう豆缶詰の減少とともに年々増加し、現在では年間40万函(実函)を超える製造が行なわれるようになってきた。しかし原料の購入製品の販売についても製造業者同志の話し合うべき共通の場がなく、現在最も多く使用されているアメリカ産のアラスカ種の原料確保にしても適正価格で購入すること等が困難な実情にある。ところでこのアラスカ種乾燥えんどう豆についてはアメリカ政府は日本への輸出には積極的な応援を約束しており、米国政府の意向に応えるためにも一つの組織をつくり、共存共栄を図るとのねらいで、東海缶詰株式会社長古川仙一郎氏が発起人代表となり「日本ドライピース缶詰製造協議会」設立の運びとなつた。

創立総会は去る3月18日、名古屋市のホテルニューナゴヤにおいて開催されたが、総会終了後の懇親会には全缶詰側からは蔬菜部会長大橋庄三郎氏、同副部会長北村伝司氏、事務局側より北田専務理事が出席し協議会創立に対するよろこびの挨拶を行なつた。会員ならびに役員は次の通りである。

理事長	東海缶詰会	古川仙一郎氏
副理事長	清水水産会	芝野清一氏
・	讃岐缶詰会	大平秀雄氏
理事	天狗缶詰会	伊藤清正氏
・	千秋農産加工協	夫馬隆博氏

理事	(株) まるい	川村 裕二氏
"	サン食品工業(株)	増田 一義氏
"	岐阜県缶詰(株)	箕浦 喜代治氏
幹事	愛知県缶詰(株)	大口 昌男氏
"	ヒメギク缶詰(株)	河原 猛氏
"	藤田缶詰(株)	藤田 一雄氏
	岡本食品(株)	岡本 千代松氏
	藤野缶詰(株)	北川 彦造氏
	広瀬缶詰製造所	広瀬 源太郎氏
	滋賀経済農協連	橋本 敏郎氏
	オンデ食品(有)	生地 周氏
	三馬食品(株)	馬場 健次郎氏

## 蜜柑缶工組内販委との懇談会

日時 昭和44年3月25日(火) 午後2時  
 場所 東京都千代田区丸の内1～1 丸の内ホテル  
 主催 日本蜜柑缶詰工業組合

(全缶協側出席)

全国缶詰問屋協会	会長	浅井 二郎
"	副会長	中山 良助
"	果実部会長	野田 喜三郎
日缶商事(株)	仕入部長	八尋 大吉郎
(株) 鈴木洋酒店	缶詰課長	岩瀬 真義
三井物産(株)	缶詰第3課長	石川 禎勇
野崎産業(株)	仕入課長	新井 敏也

（株）国分商店		安田 銀次郎
明治商事（株）		数森 匡 矩
（株）北洋商会	伍詰部次長	広田 正
全国伍詰問屋協会	専務理事	北田 久 雄

〔蜜柑工組側〕

理 事 長	後 藤 磯 吉
副理事長	伊 豆 川 武 雄
”	佐 高 京 一 郎
”	岩 井 敏 之
”	桐 野 忠 兵 衛
”	金 子 昇
内販対策委員	
委 員 長	檜 崎 次 雄
副委員長	稻 葉 由 蔵
”	廿 日 出 多 真 夫
委 員	芝 野 清 一
”	村 上 芳 雄
”	松 村 定 治
”	酒 井 直 之
”	佐 藤 守 幸
”	森 信 真
”	大 平 秀 雄
”	佐 藤 英 一
”	志 村 尚 穂
”	上 野 幸 雄

☆

☆

☆

日本蜜柑缶詰工業組合（理事長後藤磯吉氏）では輸出向けみかん缶詰ばかりでなく、国内向けみかん缶詰の市場の安定と需要拡大を図る目的でこのほど内販対策委員会を設けたが、これを機会に同組合主催により全缶協果実部会と懇談致したいとの呼びかけがあつた。全缶協としては同組合との懇談会をはじめでの試みであり、国内向けみかん缶詰の市場の安定と拡大のため今後いかにすべきかをお互いが求めあう場として有意義な懇談会であるので、一応在京果実部会員が中心となつてこの懇談会に参加した。

### ※ 懇談会の概要

懇談の進行にあたり、蜜柑工組内販対策委員長檜崎次雄氏は同委員会が設立されて以来検討してきたみかん缶詰の問題点のうち次の6項目の内容にしぼり、意見の交換が行なわれた。

- ① 品質の向上と規格の統一
- ② みかんのブロークン対策について
- ③ コストに見合った販売価格の確立
- ④ 需要増進のためのPRの実施
- ⑤ 消費動向の調査
- ⑥ 製造販売に関する合理化問題

以上次年度からでもまず手がかけられると考えられる課題を中心に、全缶協側の意見を求めたが、全缶協側は消費の実態とその将来を見きわめたいうでの積極的な発言を行ない、今後はさらにこのような懇談の機会を設け、みかん缶詰の発展のため生販両者前向きな姿勢で話合つてゆこうとの申し合わせを行なつた。



## 会 員 消 息

### 岩 井 感 吾 氏 逝 去

榊松下商店取締役社長岩井感吾氏は、3月2日午後9時4分腹部腫瘍のため、大阪府池田市石橋2～9～2の自宅で逝去された。享年73。

葬儀は社葬をもつて3月7日14.00～15.00時に、また告別式は15.00～16.00時大阪市東区本町4丁目北御堂津村別院においてしめやかに執り行なわれた。

葬儀委員長	専務取締役	今 井 重太郎 氏
喪 主	常務取締役	岩 井 万古登 氏

### 〔 人 事 異 動 〕

#### ※ (株) 松下商店 社長に今井重太郎氏が就任

岩井感吾社長の逝去にともない、3月15日開催の取締役会において、故岩井社長の後任として、取締役社長に今井重太郎氏が選任され、役員は次の通りとなつた。

取締役会長(代表取締役)	松 下 善 一 氏
取締役社長( )	今 井 重太郎 氏
専務取締役( )	松 下 善四郎 氏
常務取締役 本店営業担当	岩 井 万古登 氏
取 締 役 神戸支店長	松 下 文 雄 氏
取 締 役 福岡支店長	吉 川 悦 二 氏
取 締 役 経 理 担 当	村 井 太 郎 氏
監 査 役	竹 内 友 蔵 氏
監 査 役	桜 井 ふ み 氏

※ (株) 吉川商店 (神戸市生田区元町通り)

常務取締役西出忠義氏は、3月1日付で同社の取締役会長に就任した。

関 連 団 体 報 知

植田 朋八氏 逝去

清水食品(株)取締役社長植田朋八氏は、3月31日午後11時35分脳卒中のため、清水市上清水360の自宅において急逝された。享年70。

通夜は4月1日自宅で18.00時～20.00時に行なわれ、4月2日密葬(12.30時出棺)を行なう。葬儀は4月15日清水市入江岡、清水市民会館において関係会社の合同葬(清水食品(株)、(株)三保造船、清水紙器工業(株)、日本鮭缶詰輸出水産業組合)で執行される。葬儀は午後1時～2時、告別式は2時～3時

葬儀委員長	鈴木 与 平
友人代表	小林 武 治
喪主 長男	植 田 徹 郎

山口 慶蔵氏 逝去

山口慶蔵氏(長野缶詰興業(株)支配人、日本ジャム工業組合、日本ジャム工業協同組合理事長)は、3月17日午前9時15分東京国立第一病院で急性肺炎のため逝去された。享年64。通夜は3月18日18.00～20.00時港区赤坂6～10～13の自宅で、葬儀は3月21日12.00～13.00時、告別式は13.00～14.00時、青山斎場でしめやかに執り行なわれた。

喪主は長男山口英彦氏。

